

第 39 回 基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 27 日（木）13：00～14：00
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長、日本銀行調査統計局経済統計課調査役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- 1 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議
 - ビジネスレジスターの構築・利活用
- 2 関係府省等からの意見等の聴取
- 3 その他

5 議事概要

< 1 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議 >

○ ビジネスレジスターの構築・利活用

ビジネスレジスターの構築・利活用に関する関係府省の取組状況の概要及び評価のたたき台について事務局から説明が行われた後、審議を行った。その結果、取組事項については、概ね計画に沿った取組が行われているものと評価された。

その後、事務局から次期基本計画における事業所母集団データベースの取り扱いに係る審議のポイントについて、総務省統計局から事業所母集団データベースの今後の方向性について、それぞれ説明が行われた後、審議を行った。その結果、概ね、審議のポイントで示された方向で整理することとなった。主な意見等は次のとおり。

【総務省統計局の説明について】

- 新設・廃業の事業所数は、平成 21 年、24 年の調査結果だけでは 3 年間の間に開業し廃業したものが捉えられない。これを年毎により正確に把握できるようにするということが。
- ← 1 年毎のフレームを比べて新設、廃業を把握する統計を作りたい。
- 行政記録情報では把握不可能な部分は、例えば、全く情報がないのか、他の制度への照会であるため困難だといった制度的なハードルがあるのか。
- ← 行政記録の対象でないものの他、廃業のように行政記録の対象であっても実態とし届け出がされていないと考えられるものがある。

【母集団情報整備のための行政記録情報の活用、事業所・企業照会業務の拡充等について】

- ビジネスレジスターを支える経済センサスについては、活動調査の中間年における調査の位置づけが不明確。事業所・企業照会業務との関係も含めて議論する必要があるが、行政記録情報だけでは全てを把握できないため、何らかの調査は必要。
- ビジネスレジスターが揺籃期にあることも踏まえ、平成 26 年調査では総売上高を重要な母集団情報として調査することを認めたが、今後ビジネスレジスターが発展・充実していけば毎回調査することの是非は再考が必要。
- 行政記録情報では中小の規模の事業所・企業の情報は把握困難なところがある。他方、事業所・企業照会業務は回答義務がないため回答率は低い。そうすると中小企業実態基本調査など、既存の統計調査の利用可能性の検証も必要。
- 電力、電話の契約情報などは新規開業や廃業の把握に活用できるのではないかと。必ずしも統計調査に限定せずに、活用できる情報を考えていくべき。

【事業所母集団データベースを活用した新たな統計の作成について】

- レジスター情報の二次利用の可能性も検討して欲しい。ヨーロッパでは OECD の WPPIA（産業分析に関するワーキングパーティ）の担当部局はビジネスレジスターを利用して分析ができる。一般研究者の二次利用は、情報の秘匿もあり慎重に考えるべきだが社会の利益も大きい。また国際比較が可能なように定義等を揃えることも考えて欲しい。
- 当面は政府内での母集団情報としての利用を考えており、一般研究者の二次的利用は将来の課題として慎重に考えるべき。提供する場合でもオンサイトでかなり限定した形での利用を考えるべきであろう。一般には、事業所企業実態統計という形で情報を還元するというのが基本的な考え方。
- ← 二次的利用の一つの要素として検討することが考えられるが、その場合にも、母集団情報には統計調査の情報だけでなく行政記録情報も混在していることに留意が必要。

- 政府全体のオープンデータ化が大きな流れとしてある環境の中で、統計サイドとしてどう対応するかも考えなければならない。
- マイナンバー法が成立し、企業にも番号が付けられる計画になっているが、統計サイドでは既に事業所母集団データベースの共通コードを持っており、無用な混乱が生じないよう政府内で考えて欲しい。

<2 関係府省等からの意見等の聴取>

7府省及び東京都から次期基本計画に盛り込むべき事項等についての意見を聴取した。各府省等から提示された意見については、今後の基本計画部会及びワーキンググループの審議において考慮していくこととなった。主な意見等は次のとおり。

【農林水産省】（説明内容：農林水産統計の現状と課題）

- 6次産業化の状況は、農林水産省では農業者や漁業者など一次産業に携わる者を対象とした調査で把握しているとのことだが、他府省の調査で二重に調査している可能性はないのか。
- 農林水産物の内外価格差のデータは整理しているとのことだが、絶対価格の水準の国際比較が可能なデータなどは、食品加工業の生産性等をみる上で必要なものであり公表の可能性を検討して欲しい。

【総務省統計局】（説明内容：経済の発展に資する統計のより一層の整備の推進、統計調査の着実な実施、より高度な統計情報の提供）

- 統計研修所の研修は、公務員以外の統計関係者も対象にする必要があるのではないか。
- 統計のリソースが削減され統計の専門家の育成が困難となっている中で、中心となる組織で統計調査の調査方法、回収率の向上等について研究し、府省に助言できるような体制ができないか。
- 国の統計職員等の能力高度化について、博士の学位を持った者を一般の行政官とは別枠で採用し、別のキャリアパスを設けることは考えられないか。

【東京都】（説明内容：行政データのオープン化、統計に携わる人材育成の必要性、実査体制の充実、統計業務の円滑化）

- 人材育成の充実、厳しさを増す調査環境への対応など、問題意識は共有しており、意見を参考にしたい。

【内閣府】（説明内容：ジェンダー統計の整備）

- 第2WGでも内閣府から説明を受け、ジェンダー統計の重要性は共有できるので、具体的な提案を第4回の第2WG会合で説明していただく予定。この課題は、事業所等を対象とする統計調査や国際的な活動のための人材育成にも関係しており、少し広げて考える必要がある。

- ジェンダー統計については、統計業務の実務に降ろした時に、男女別の集計・表章を越えて、どこまで対応することになるのか考える必要がある。

【財務省】（説明内容：G20・IMFにおける経済・金融統計の整備に向けた取組）

- 一般政府の収支、債務の四半期ごとの公表は難しいのではないか。
- 迅速な情報提供が求められることも踏まえ、現行統計に対する具体的な要望を提示いただければ検討しやすい。

【厚生労働省】（説明内容：労働者の区分等の在り方の検討状況、厚生労働統計の改善に関する有識者検討会の中間報告）

- 厚生統計では、保険との関連の調査が多々あると思うが、そこでは行政記録情報の活用がもっとできるのではないか。

【国土交通省】（説明内容：横断的施策の推進等を踏まえた交通関連統計の見直し、リフォーム・リニューアル市場の実態把握のための建設関連統計の見直し、土地に関するフォロー調査の検討、観光に関する統計の整備）

- 横断的施策の推進等を踏まえた交通関連統計の整備については、調査項目等を横断的に揃えるだけでなく、施策に沿った二次統計、加工統計を作成すれば、政策を論じる際にも役立つのではないか。
- 土地等のストックについては、国や自治体の保有するものも含めて、全体を国民に提示できる形にすることが統計体系としては望ましい。

【経済産業省】（説明内容：海外事業活動に関する統計の一層の充実、国民経済計算の年次推計方法の確立の必要性）

- 平成28年経済センサスー活動調査までの年次推計方法（代替推計）の確立については、次期基本計画期間にまたがることであり、工程等を確認した上で次期基本計画に盛り込むことを第1WGのSNAタスクフォースでも確認した。
- オンライン回答者に、調査結果を還元する機能をe-Statに付加することについては、検討する価値がある。
- 外資系企業の国内での活動についても、研究開発活動やグローバルな活動の中での日本の位置付け等を把握する観点から、調査充実の可能性を検討してはどうか。

<2 その他>

次回の基本計画部会は、7月26日（金）に開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>